

答申第 81 号

答 申

1 審査会の結論

令和 2 年 7 月 6 日付けで審査請求人が津市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対して行った自己情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、実施機関が令和 2 年 7 月 17 日付けで行った自己情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

2 審査請求に至る経緯

- (1) 審査請求人は、津市個人情報保護条例（平成 18 年津市条例第 24 号。以下「条例」という。）第 14 条の規定により、実施機関に対し令和 2 年 7 月 6 日付けで、次のとおり本件開示請求を行った。
 - ① 2019 年 2 月～3 月・・・〇〇市教委、津市教委面談時の記録。
 - ② 〇〇市立〇〇小学校本人在学時の担任教師（〇〇氏）の聴き取り調査時の記録一覧。（津市教委、〇〇氏とのやりとり情報の開示）
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対応する自己情報として、次のもの（以下「本件自己情報」という。）を特定した。
 - ア ①該当なし
 - イ ②－1「〇〇教諭に対する聴き取り」
 - ウ ②－2「3 月 11 日（月）午後 4 時～午後 5 時 15 分第 3 会議室における聴き取り」について
- (3) 実施機関は、本件自己情報の一部を開示しない理由を次のとおり記載し、令和 2 年 7 月 17 日付けで本件処分を行った。
 - ア ① 2019 年 2 月～3 月・・・〇〇市教委、津市教委面談時の記録については、作成及び取得していないため不存在。
 - イ ②－1、②－2のうち開示請求者以外の個人に関する情報は、条例第 16 条第 2 号による、開示請求者以外の個人情報に該当するため。

また、②－1、②－2のうち人事管理に係る事務に関する情報については、条例第 16 条第 6 号に該当し、公正な人事管理に支障を及ぼすおそれがあるため。
- (4) 審査請求人は、令和 2 年 9 月 1 日付けで、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求の趣旨

令和2年7月17日付の審査請求人に対する「〇〇教諭に対する聴き取り」及び「3月11日（月）午後4時～午後5時15分第3会議室における聴き取り」について、条例第16条第6号に該当するとした処分を取消すとの裁決を求める。

4 実施機関の弁明

本件自己情報のうち、担任教師への聴き取り内容部分については、人事管理に係るものであり、開示されることを想定しておらず、これらを開示することにより、本件のみならず、今後実施機関が行う業務の適正な遂行に支障をきたすおそれがあるため、条例第16条第6号に該当し不開示とした。

5 審査請求人の主張

(1) 弁明書に対する意見

ア 実施機関は、不開示とされた部分につき、条例第16条第6号に該当することを理由としているが、同条でいう「業務の適正な遂行に支障をきたすおそれ」とは「実質的」な支障であることが必要であり「法的保護に値する蓋然性」が要求されるおそれであることが要求されるところ、何らの実質的な支障や蓋然性のあるおそれも示されず、名目的・抽象的な判断により処分を行っており、本条例の趣旨に反するものである。

イ 教職員による不祥事が社会的な関心事になっていることもあり、教職員のサービスの監督義務を有する教育委員会が教職員に対して調査・指導を行うことは、不適正な行為を行った疑いの有無に関わらず適正な業務の遂行であり、どのような質問を行ったかを明らかにすることによって生じる支障はない。

(2) その他

私は、30年以上前の小学校在籍当時に担任教師から性的虐待を受け、現在に至るまで精神的苦痛を感じ続けていることを主張するものであるが、開示情報により当該教師を糾弾しようとするものではなく、今後同じような苦しみを味わう児童・生徒が出ず、教職員への信頼が取り戻されることを願うものである。

6 審査会の判断

本件審査請求において、審査請求人及び実施機関は、本件自己情報のうち、担任教師への聴き取り内容部分を不開示とした処分の適否について争っている。

当審査会は、津市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年津市条例第23号。）第8条第1項の規定により、審査請求人により提出された意見書を見分するとともに、同条例第7条第1項の規定に基づき、実施機関より口頭による意見陳述を聴いた上で、本件処分の妥当性について検討した。

(1) 本件の概要について

本件は、審査請求人が小学生の時に担任教師から受けた性的虐待（以下「本件事案」という。）を原因にするものである。

実施機関によれば、担任教師は、人事異動により〇〇市立〇〇小学校から離れることになり、最終的に津市内の学校に赴任していたことから、実施機関に対し本件開示請求を行ったものである。

(2) 本件自己情報について

本件自己情報は、実施機関が〇〇市教育委員会から、本件事案に係る情報を電話で受理したことにより、事実等の確認のため、先ず、実施機関が審査請求人に対し聴き取りを行い、その後、審査請求人に対して行った聴き取り内容を基に、当該担任教師に対し聴き取りを行った内容が記されたものである。

なお、本件自己情報は「2 審査請求に至る経緯(2)」のとおり、2種の公文書が特定されているが、実施機関によれば、一方は、聴き取り内容が詳細に記されたメモ的要素のもの、もう一方は、県教育委員会への報告のため、メモ的要素のものをまとめたもののことである。

(3) 本件自己情報の内容部分について

条例第16号第6号は、開示することにより、実施機関が行う事務又は事業の執行に著しい支障を及ぼすおそれがある情報については、不開示とする旨を規定している。

実施機関によれば、聴き取り内容の全ての部分が人事に関する内容になるほか、聴き取りの相手方は、聴き取り内容の記録を開示されることについて想定しておらず、仮に聴き取り内容の一部でも開示を前提とした聴き取りを実施したとすれば、本件のみならず、今後、行うであろう教員に対する聴き取りが公正に行うことができず、このことは、実施機関の業務に支障を及ぼすものである、とのことである。

また、聴き取り実施に当たっては、聴き取りの相手方に対し「何を聞いて」また「どのようにして事実を聴き出すのか」といったことについて、予めプランニングを行った上で実施しているとのことである。

したがって、内容によっては、それが直接人事に関わるものかどうか不明瞭な部分も含まれているが、例えば、本人の記憶の曖昧さを引き出すもの、また、本人の反応を確認するため、本件に関係ない事柄を聴く場合もあり、聴き取りを一つのストーリーとして実施することで、相手方から事実を聴き出すようにしており、聴き取り内容の全てを一連のものとして捉えていることから、この部分は開示、この部分は不開示、という取扱はできないとのことである。

(4) 結論

審査請求人は、聴き取り内容における実施機関からの質問事項を開示することによって生じる支障はないと主張しているので、この点につき、当審査会の判断を述べる。

当審査会が本件自己情報を見分したところ、内容の大半は、本件事案に直接関係する情報であるが、一部には、本件事案に直接関係しないと思われる事柄も記載されており、後者の情報については一見すると開示が可能な情報と捉えることができないわけではない。

しかし、本件事案に直接関係するのではない事柄であっても、例えば、当該担当教師の記憶を引き出すためのキーワードと考えられるなど、質問事項の部分も含めて聴き取り内容の全てが一連性をもつものと理解できる。

また、過去の事実を尋ね、できるだけ真実を探ろうとする実施機関において、何をどのような言葉や表現で聴き出すかは一種の技術的なノウハウを成しており、実施機関が発する質問が開示され明らかにされてしまうことは真実の追求に妨げとなるとも考えられる。

次に、本件自己情報の性質であるが、実施機関によれば、懲戒処分等に直結するものとのことである。人事管理上において、非常に重要な情報といえる。

そのような重要な情報に関する聴き取り実施に際しては、聴き取りの相手方に対し、聴き取り内容を外部に漏らさない旨、予め断りを入れることをせずに、聴き取りを実施するとのことであり、聴き取りの相手方は聴き取り内容を開示されることについて全く想定していない。このとき仮に、聴き取り内容の一部でも開示されとなれば、聴き取りの相手方は、真実を述べることを控えることも考えられ、結果、本来行うべき処分が適正に行えない場合も十分に予測できる。

条例第16条第6号の「事務又は事業の支障」の程度については、「名

目的なもの」では足りず「実質的なもの」であることが必要であると解され、この点は審査請求人の主張の通りであるが、質問事項の一連性、質問技法のノウハウ、質問事項を含む情報の人事管理上の非常な重要性などから本件審査請求を判断すると、本件においては、質問事項を開示することは条例第16条第6号に規定する「当該事務の遂行に支障をきたす」こととなるといえよう。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

(5) 実施機関に対する審査会の要望

実施機関が行った本件処分の妥当性については、前述のとおりであるが、審査請求人から提出された意見書の内容を見るに、実施機関が口頭による意見陳述の際に説明したような「どのような理由で、どのような支障が生じるのか」といった具体的な開示・不開示理由説明が、開示実施時において、審査請求人に対し十分に行われていたのかということについては一定の疑問が残る。

この点については、今後、開示請求者に対し、開示実施時における、解りやすい、かつ詳細な開示事項の説明を行うことについて、実施機関に要望するものである。

また、実施機関によれば、本件事案のようなケースのほか、体罰事案、いじめ事案等の服務事項について、実施機関側から被害者側に対し、情報公開制度によらない情報提供の仕組み等、制度化されたものは存在しないとのことであった。

確かに情報公開制度上では、開示できる情報については、条例等に基づくものであるため、一定の限界があろう。

全国的にも学校関係者による不祥事等は、これまで数多く報道等されているが、被害者が負った心の傷の深さは計り知れないものであると考える。

被害者側からすれば、事案に対する何らかの情報を得ることで、一定の安心感が確保されることもあろう。

今後、実施機関においては、服務事案の被害者に対し、どのような調査が行われ、どのような事実関係が認定され、加害者にどのような処置が行われようとしているのか等について、情報公開制度によらない、何かしらの情報提供の仕組み等の整備について検討されることを要望する。

7 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和２年９月１０日	諮問書の受付
令和２年１０月２０日	諮問案件の審議及び実施機関からの口頭意見陳述
令和２年１１月２０日	答申

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏 名
会 長	村 田 裕
副会長	伊 藤 仁
委 員	加 藤 春 美
委 員	清 水 真由美
委 員	高 橋 秀 治